

医療的ケア実施同意書

1 医療的ケア児の入園申請に当たり、渋谷区保育所における医療的ケア児受入れに関する要綱（令和2年9月18日区長決裁。以下「要綱」という。）第3条の規定により、次の必要書類を提出する必要があります。

- （1）渋谷区医療的ケア児保育医師連絡票（診断情報提供書）（別記第1号様式）
- （2）医療的ケア実施申込書（別記第2号様式）
- （3）医療的ケア実施同意書（別記第3号様式）
- （4）日常生活の状況に係る調査票（別記第4号様式）
- （5）保育施設における活動の目安（別記第5号様式）

また、上記提出書類の内容について、次のことを実施する場合があります。

- （1）主治医の意見、助言及び指導
- （2）渋谷区関係部署、嘱託医、連携医療機関等との情報共有
- （3）集団保育を行う上で必要な範囲での、他の在園児童や保護者との間での情報共有

2 児童の状況、年度等が変わった場合には、要綱第5条第4項及び第8条第1項の規定により、改めて必要書類の提出を求めることがあります。

3 主治医又は医療的ケア児受入検討会等が、次のいずれかに該当すると判断した場合は入園することができません。また、入園後に次の状態となったと判断した場合は、休園又は退園となります。

- ・日常的に他児童から隔離した場で保育を必要とする。
- ・看護師による連続的な容態の観察や処置が必要である。
- ・状態の変化などによって、集団生活に著しく影響がある。

4 保育所では、要綱第3条の規定により提出された書類に基づき医療的ケア、保育及び緊急時の対応を行います。指示されていない医療的ケア等を行うことはできません。

5 受入園の人員体制が整わない場合、希望される時間帯でのお預かりができない場合があります。

6 児童が集団保育環境に慣れること及び職員のお預り体制確立のため、通園から1か月程度を慣らし保育の期間とすることがあります。

7 登園前の健康観察、検温等は必ず行い、児童の体調を確認の上、登園してください。少しでも通常の様子と異なっている場合は、保育園の利用を控えてください。

保育園での朝の視診において体調が悪いと施設長が判断した場合は、お預かりできません。

（裏面に続きます。）

- 8 保育園への送迎は必ず保護者（又はそれに代わる方で保育園にその旨をあらかじめ伝えてある方。以下同じ。）が行い、児童の様子を保育士又は看護師に伝えてください。
- 9 保護者は、保育園からの連絡が常に取りれる状態にしてください。通常の勤務先とは違う場所で仕事をされる場合は、必ず保育園にお知らせください。児童の体調の変化等によるお迎えを要請した際には、速やかに迎えに来てください。
- 10 集団保育では、感染症にかかるリスクが高くなることがあります。在籍園に通う児童が一定数以上感染症にかかった場合には情報提供を行いますので、その上で利用の判断を行ってください。また、施設長がお預かりできないと判断した場合には、登園ができません。
- 11 災害発生時は、可能な限り速やかに迎えをお願いします。また、災害時用に3日分の食事並びに医療的ケア及び生活に必要な物及び薬を用意してください。保育園でお預かりし、災害発生時に必要に応じて使用します。電源等を要する医療的ケアの設備においては、電源が共有されない場合も想定し、必要な設備を準備してください。
- 12 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等については保護者の費用負担で用意していただきます。また、これらについて、点検、整備及び補充をしてください。
- 13 園で医療機器等を使用中、破損や紛失が起こる可能性があることを理解し、通常使用の破損に関しては原則として保育園で補償されないことを了承した上で持参します。
- 14 主治医に対する診療報酬、文書料等は、保護者が負担します。
- 15 緊急時に医療機関を受診した際には、保護者の費用負担が発生する場合があります。
- 16 その他、別に定めた事項を遵守していただきます。

渋谷区長 殿

以上に掲げる事項について、全て同意します。

保護者署名 _____